公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)に基づき下記のとおり公示します。

2024年12月4日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事

記

- 1. 公示件名:東ティモール国南部開発に係る情報収集・確認調査 (QCBS-ランプサム型)
- 2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
- 3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
- 4. 契約条項: 「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
- 5. プロポーザル及び見積書の提出: 企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
- 6. その他:企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称:東ティモール国南部開発に係る情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号: 24a00783

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024 年 12 月 4 日 独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1)業務名称:東ティモール国南部開発に係る情報収集・確認調査(QCBSーランプサム型)
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)

(4) 契約履行期間(予定): 2025年2月~2026年2月 先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履 行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約

(5) ランプサム(一括確定額請負)型

交渉時に協議の上決定します。

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する 成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行い ます。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後):契約金額の36%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降):契約金額の4%を限度とする。
- (7) 部分払いの設定2

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度(2025年9月頃)

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、 最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

東南アジア・大洋州部 東南アジア第六・大洋州課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2024年12月10日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2024年12月11日 12時まで
3	質問への回答	2024年12月16日まで
4	本見積額(電子入札システムへ	2024年12月20日 12時まで
	送信)、本見積書及び別見積	
	書、プロポーザル等の提出日	
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年1月9日 10時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日(順位が	評価結果の通知メールの送付日の翌日か
	第1位の者を除く)	ら起算して7営業日まで
		(申込先:
		https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM)
		※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2024 年 4 月(2024 年 10 月追記版))」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。 特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の 者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2) に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法 人は求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

提供資料:

・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

- (1) 質問提出期限
 - 1)提出期限:上記2. (3)参照
 - 2) 提出先 : http:// https://forms.office.com/r/DGuNPTR5Bs
- 注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2)回答方法

上記2. (3)日程の期日までに以下のJICAウェブサイトに掲載します。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

6. プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:上記2. (3)参照
- (2)提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3 %83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%9 6%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

- 1) プロポーザル
- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
- 2) 本見積額
- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2. (3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。
- 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書(第3章4. (3)に示す項目が含まれる場合のみ)、及び別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica. go. jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1)の経費と2)~3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

(3)提出書類

1) プロポーザル・見積書・別見積書

- 2) 別提案書(第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ)
- (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項
 - 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。 (URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1)評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価 します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配 点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

- (2) 評価方法
- 1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります。 なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- 2) 評価配点表以外の加点 評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。
- ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者 1 名の配置) としてシニア(46 歳以上) と若手(35~45 歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主

任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点:最低見積価格=100点
- ② 価格評価点: (最低見積価格/それ以外の者の価格) ×100 点 ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4. (2) に示す上限額 の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格 点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額:価格評価点=100点

それ以外の見積額(N):価格評価点=(上限額×0.8/N)×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をN として計算します。

4)総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.8 + (価格評価点) × 0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額 (消費税抜き)は上記2. (3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入 札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自 動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

- (4) 契約交渉権者の決定方法
 - 1)総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
 - 2)総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先しま す。

3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映 するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様 書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

東ティモール民主共和国(以下、「東ティモール」)は2002年の独立後、ドナー支援による復旧・復興、資源収入を基にした開発によって経済成長を達成してきたが、人口の7割を占める地方部のインフラ、教育、保健医療、水衛生等の幅広い分野における開発の遅れが課題となっている。特に、首都ディリから南部地域へのアクセスは陸路及び一部の空路に限られ、陸路では雨期には崖崩れや洪水により通行が困難となっており、また南部地域におけるインフラ未整備状況が、各種行政サービスのデリバリーや流通・人の移動等にも悪影響を及ぼしている。こうした状況を踏まえ、東ティモール政府では2023年7月に発足した第9次政権の5カ年計画において、6つの重点分野(①民主主義と法の統治、②社会資本改善(人材育成・保健が中心)、③インフラ整備、④経済開発、⑤政府機能強化(財政面中心)、⑥ガバナンス強化と汚職の撲滅)と共に、南部開発を優先課題の1つと位置付けている。

東ティモールの国家経済は、ティモール海域で産出される石油・天然ガスに大きく依存(資源収入を原資とした石油基金からの引き出しは国家予算の6~9割以上)しているが、現在のペースで石油基金からの引き出しが続くと、2034年までに基金が底を尽きると予測されている。かかる状況から、東ティモール政府は財源の多様化を通じ、石油産業に依存しない持続的な経済成長に取り組んでおり、2030年までにインフラ整備及び産業多様化を通じて上位中所得国の一員となることを掲げている。また、東ティモールの喫緊の課題である2025年のASEAN加盟を目指す上でも経済開発が大きな課題となっている。南部地域において、東ティモール政府は、南部海岸に沿った石油インフラ開発計画(タシマネ・プロジェクト)を検討し、国家戦略開発計画「Strategic Development Plan (2011-2030)」においても重要プロジェクトとして記載しているが、現在までの政府内部の検討状況や計画の実行可能性・スケジュール等が不透明であり、今後の計画や開発資金の目途についても十分な情報が開示されていない。

本調査は、現政権の最優先課題の一つである南部開発への協力可能性を検討するために必要な南部地域の開発計画や課題の整理・分析を行うとともに、農業や交通インフラセクター等における今後の支援の方向性や候補案件を特定することを目的とし、情報収集・整理を行う。

第2条 調査の目的と範囲

東ティモール南部を対象とし、南部地域の開発計画や課題の整理・分析に基づき開発シナリオの検討を行い、主に農水産業や運輸交通インフラ等における今後の支援の方向性や候補案件を特定することを目的とし、情報収集・整理を実施するものとする。

第3条 調査実施の留意事項

(1) 当機構との調査計画に関する確認プロセス

本調査は、JICA協力の検討を行うことを想定していることから、調査計画の策定及 び調査の過程で十分機構関係者と協議すること。なお、特に以下の段階において、会 議・打合せを通じて内容を確認することとする。

1) 現地調査実施前

分析の項目・レベルや関係資料について当機構と十分に協議・確認する。その結果を、インセプション・レポートに反映させる。

2) 現地調査終了時

現地調査終了後、現地調査結果概要について当機構に説明・協議する。

3) 開発シナリオ案の検討時

候補案件や優先順位の検討に先立ち、開発シナリオの内容について当機構と協議 する。

4) ファイナル・レポート(案)作成時

報告書の内容、分析結果の記載内容等について、当機構と十分に協議・確認する。

(2) 先方政府、関連機関との情報共有・協議

● 現在、東ティモール政府及び豪州政府の間で協議が行われているグレーター・ サンライズ石油・ガス田開発事業(GS開発事業)は、将来の南部地域の産業構 造・雇用機会等を左右する大きな要因であるが、GS 開発事業に係る東ティモール政府方針が最終決定する時期及び内容については、現時点で不明確である。

- 上記を踏まえ、本調査では、GS 開発事業の有無にかかわらず南部地域の開発に 必要となる情報の収集・分析の上、主に農水産業や運輸交通インフラ等におけ る今後の支援の方向性や候補案件を特定することを目的とする。
- また、本調査に関する先方政府への説明・情報共有及び協議先・タイミングについては、現地情勢や日本政府の意向等を踏まえ、機構関係者と事前に調整の上、対応すること。なお、地方政府及び関連政府機関等から聞き取りや情報提供依頼等を行う際には、「地方開発に係る調査」という点を明確にした上でコンタクトするよう留意すること。

(3) 開発シナリオの検討

- ◆ 本調査では、南部地域における情報収集、開発課題の抽出・分析・整理を行い、東ティモール政府の開発計画等の達成に資する南部開発の目標を設定の上、これを実現するための開発シナリオを検討し、ODAとして実施する優先案件の特定を行う。
- 優先案件は、各セクター単体での実施意義や重要性のみならず、上記の開発シ ナリオにおける位置づけや関係性も考慮の上、検討すること。
- また、開発シナリオ及び優先案件の検討においては、東ティモール政府や他ドナーに限らず、民間企業等も含む様々なアクターとの共創や連携、資源動員も念頭におくこと。
- 開発シナリオ案の検討が終了した時点で一度 JICA と協議を行い、その上で対象 セクターを確定し、候補案件や優先順位の検討に進むこと。

第4条 調査の内容

以下を目安とし、より効率的・効果的な方法がある場合は、提案すること。なお、入 手済みの情報やデータとの重複は避けて、効率的な調査を実施すること。

【準備作業(2025年3月~4月中旬)】

(1) 既存資料の収集・分析を行い、本調査の全体像(背景、目的、内容、問題点等) を把握する³。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を 整理し、調査計画を策定する。

³ どのような既存資料が必要となり、どのように分析し、どうやって調査項目を絞り込むかについて、方法や方針をプロポーザルで具体的に提案してください。

- (2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート(案)、質問票(案)を作成する。
- (3) JICA に対してインセプション・レポート(案)、質問票(案)の内容を説明し、 協議を行う。協議の結果を受けてこれらを最終化し、JICA の承認を得る。

【現地作業(2~3回の渡航を想定)】

現地調査期間中に下記の事項について調査・検討を行う。現地調査期間中、JICA 東ティモール事務所とも連携する。

(1) 基礎情報の収集・分析等

- 東ティモール国の経済状況および地域開発状況
- 東ティモール政府の国家開発計画、南部地域に関連する開発計画
- 南部地域開発への国家予算配分、実施状況
- 南部地域における課題
- 上記主要課題に関連するセクター毎の計画・実施状況
- 日本/JICAによる南部地域における協力

(2) 南部地域における主要産業

- 主要産業(主に農業、水産業、畜産業、林業)
- 各産業の実施状況、課題(施設、機材の劣化度及び維持管理状況含む)
- 東ティモール南部におけるバリューチェーン
- 開発ポテンシャルが高い産業・産品の調査・特定
- その他、産業開発を進める上での課題の抽出・分析

(3) 産業従事者の雇用、育成における課題・需要分析

- 南部地域の産業政策の立案や事業実施等に関する行政能力
- 民間業者・地域住民の能力(組織及び人材等)
- 人材育成における需要(南部地域の人材における海外での就労計画・実績・ 方針の調査を含む)
- その他、人材育成を進める上での課題

(4)運輸交通関連インフラ・物流

- ◆ 全国運輸交通インフラ計画における南部の位置づけ(予算含む)
- 国道・県道の整備計画及び現在の状況(劣化状況等含む)
- インフラ関連施設・機材の保有、運用・維持管理状況の確認
- 南部地域から都市への物流(物や人の流れ、交通量等)
- その他、運輸交通インフラ整備を進める上での課題

(5) 他援助機関/他国の動向、連携可能性の確認

- 支援状況、今後の協力方針・内容(アイデア段階を含む)
- 主要産業、運輸交通インフラへの支援
- 連携可能性の検討

(6) 経済需要の予測

● 東ティモール国における南部地域開発の位置づけ・優先度の変化

- 経済需要の変化
- (7) 開発シナリオの検討⁴
 - 南部地域開発全体のシナリオ案 (日本の協力意義、有効性等の検討含む)
 - 対象セクターの選定
- (8) 候補案件及び優先支援候補案件の検討5
 - 上記(1)~(7)の調査結果を踏まえた候補案件(各セクター毎に3案件程度)(案件が必要な理由・根拠を含める)
 - 優先順位付けを行うためのクライテリア (日本が協力を行う必要性・有効性、協力を行うことで発揮するプレゼンスを含める)
 - 候補案件の評価、優先順位付け、優先支援候補案件(3案件程度)の特定

【解析】

- (1)優先支援候補案件の詳細内容(事業効果(定量的・定性的)を含む)を作成する。
- (2)優先支援候補案件の想定事業費を推定する。併せて、先方の負担事項についての 内容を想定し、その費用を推定する。なお、事業費検討にあたっては、推定の根 拠や前提、またその限界について明示することに留意する。
- (3)協力準備調査で個別案件を形成する際の提言及び留意事項を整理する(自然条件調査等、必要な調査の実施内容及び環境社会配慮の事務手続きを含む)。
- (4) 結果をドラフトファイナルレポートとしてとりまとめ、JICAと協議する。

【整理作業】

(1) 現地説明結果等を踏まえてコンセプトを図化した報告スライドを含む報告書を ファイナル・レポートとして最終化し完成させる。

第5条 報告書等

インセプションレポートの提出期 限は第一回現地調査前、ドラフト ファイナルレポートは現地渡航 形式 言語 部数 後、ファイナルレポート提出期限 |は契約履行期間の末日とする。報| 告書名 (1) インセプション・レポー 電子データ 日本語・英語 1部 (2) ドラフトファイナルレポー 電子データ 日本語・英語 1 部 (3) ファイナル・レポート 製本版 日本語・英語 製本版:各2部 電子データ 電子データ:1

^{4 (1)~(6)}の情報を分析した上で、どのように南部開発に係る目標の設定を行い、どのような手法で協力の方向性や課題解決に向けたストーリーづくりを検討するか、プロポーザルで具体的に提案してください。

⁵ 候補案件の検討方法、候補案件をどのように評価し、どのようなクライテリアで優先支援候補案件を絞り込むかについて、プロポーザルで具体的に提案してください。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙:ファイナルレポート目次案

ファイナルレポート目次案

- 注)本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な目次は、現地調査の結果及び 発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。
 - (1) 東ティモール国南部地域の概要・現状
 - (2) 既存開発計画のレビュー
 - (3) セクター別課題
 - (4) 南部地域における主要産業
 - (5) ポテンシャルが高い産品
 - (6) 産業従事者の雇用・人材育成
 - (7) 運輸交通インフラ・物流
 - (8) 開発パートナーによる協力
 - (9) 南部地域開発のシナリオ
 - (10) 候補案件及び優先支援候補案件

以上

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項		
1	目的に沿った課題分析の実施方	第4条 調査の内容		
	針及び具体的な実施手法	準備作業(1)		
2	開発シナリオの検討手法	第4条 調査の内容		
		現地作業(7)		
3	候補案件の検討方法、優先支援	第4条 調査の内容		
	候補案件のクライテリア案	現地作業(8)		

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザ ル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してく ださい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験

評価対象とする類似業務:地域開発(特に農業及び運輸交通インフラ)にか かる情報収集・確認調査、協力準備調査

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針
 - 2)業務実施の方法
 - 1)及び2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。
 - 3)作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画)は不要です)。

- 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)
- 5) 現地業務に必要な資機材
- 6) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)
- 7) その他
- (3) 業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

- ・評価対象とする業務従事者の担当専門分野
- ▶ 業務主任者/○○

※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/〇〇)格付の目安(2号)】

- ① 対象国及び類似地域:東南アジア地域、大洋州
- ② 語学能力:英語
- ※ なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験 を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

2025年2月下旬 業務開始

2025年3月中旬 インセプション・レポート

2025年9月下旬 ドラフト・ファイナル・レポート

2026年2月下旬 ファイナル・レポート

- (2)業務量目途
 - 1)業務量の目途

約 15.09 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、農業及び運輸交通インフラの専門性を 持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数の目途 全14回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

なし

- (4)配付資料/公開資料等
 - 1)配付資料
 - > なし
 - 2) 公開資料
 - ▶ 東ティモール国「産業振興に係る情報収集・確認調査報告書」 https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016052.html
 - ▶ 東ティモール国「新規産業開発可能性情報収集・確認調査ファイナルレポート」
 https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010947.html
 - ▶ 東ティモール国「農業マスタープラン·灌漑開発計画策定プロジェクトファイナルレポート」

https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026145.html

▶ 東ティモール国「農産物加工·流通業振興計画調査ファイナルレポート(マスタープラン編)」

https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000000841.html

- ▶ 東ティモール国「道路維持管理水準向上プロジェクト事業完了報告書」 https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043581.html
- ▶ 東ティモール国「全国国道網の脆弱性に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート」

https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012078.html

(5)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
	(テトゥン語⇔英語)	東ティモール南部では英語話者が少な
		く、プロジェクトサイトでのコミュニケ
		ーションは基本的にテトゥン語となりま
		す。
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機)	無
6	Wi-Fi	無

なお、JICA 東ティモール事務所にて、先方政府及び関連機関へのアポイント取り付け支援を行う。実際の日程調整等は受注者が実施する。

(6) 安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海

外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを 参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023 年 10 月(2024 年 10 月追記版))」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

(1)契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合(又は競争参加者が分割を提案する場合)は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める か否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りと します。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。
- (例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とと

もに別途提出します。

【上限額】

66,616,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記 (3) 別見積としている項目、及び (4) 定額計上として いる項目を含みません (プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案 に関する経費
- (4) 定額計上について

■本案件は定額計上はありません。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7)機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

- (8) 外貨交換レートについて
 - 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。 (URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)
- (9) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

別紙:プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点		
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)		
(1)類似業務の経験	6		
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)		
ア)各種支援体制(本邦/現地)	3		
イ)ワークライフバランス認定		1	
2. 業務の実施方針等		(70)	
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法		65	
(2)作業計画等		(5)	
ア)要員計画	_		
イ)作業計画	5		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)		
┃ ┃ (1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者	業務管理	
(1) 未物工任何の経験・能力/ 未物目座グループの計画	のみ	グループ/体制	
1)業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)	
ア)類似業務等の経験	10	4	
イ)業務主任者等としての経験	4	2	
ウ)語学力	4	1	
エ)その他学位、資格等	2	1	
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)	
ア)類似業務の経験	_	4	
イ)業務主任者等としての経験	_	2	
ウ)語学力	_	1	
エ)その他学位、資格等	_	1	
3)業務管理体制	(-)	(4)	